

# ■地域活性化助成金(500万円)の配分決定 ■細菌数ペナの制度在り方を検討 ■TMRセンター統合方針を決定

理事12名、監事4名が出席し、理事会を開催。

協議にあたって、7月22日開催の生産委員会からの答申を受け審議を行い、九つの協議事項を審議し、以下のとおり決定した。

決定内容は次のとおり。



## 協議事項

### 協議一

平成二十三年組織活性化活動助成金の地域配分額

▼平成二十三年組織活性化活動助成金の地域配分額は、平成二十一年度下期から購買手数料並びに販売手数料の賦課方式を変更したことから、これを加味した算定基準とすべきとの意見を踏まえ、生乳出荷組合員戸数の均等割による配分額の割合を五十%、購買事業利用係数による配分額の割合を二十五%、生乳出荷量係数による配分額に应じる配分額の割合を二十五%とした。

▼地域別活性化活動助成金の各地域傘下の協議会への配分方法は、前年度同様に開催の広酪活性化推進委員・酪農任意組織団体代表者合同会議を八月二十四日(午前十一時、三次ロイヤルホテル)に開催し、各任意組織団体への配分額を決定する。

## ▼平成23年度組織活性化活動助成金の各地域への配分額

(単位:円)

| 地域区分 | H23 年度    |            | H22 年度<br>助成金実績 |
|------|-----------|------------|-----------------|
|      | 活性化助成金額   | 1戸当たりの助成金額 |                 |
| 備 北  | 1,566,023 | 31,960     | 1,481,042       |
| 南 部  | 353,474   | 27,190     | 297,409         |
| 西 部  | 1,509,469 | 26,955     | 1,423,716       |
| 東 部  | 1,571,034 | 29,093     | 1,797,833       |
| 合 計  | 5,000,000 | 29,070     | 5,000,000       |

## 協議二 定款第五十二条十一号に係る 処理方針

▼取引先の自己破産手続き開始を受けて、この不良債権処理方針を審議。

▼引き続き、回収への努力交渉を進めつつ、今後の債権者集会等で配当状況等を確認して、実質的に回収不可能となった場合、平成二十三年度での貸倒処理を行う方針を決定した。

## 協議三

平成二十三年度生乳中の細菌数  
ペナルティ制度の在り方方針

▼生乳中の細菌数ペナルティ制度の用途は、今年度中に検討することを通常総会で承認を受けている。

▼今回の理事会では、この使途に関して、提案一「細菌数改善対策を図るための指導検査の実施経費、細菌数改善対策の簡易測定機及び関連商品と消耗品やサンプル保管等の関連資材の購入費に充てる」、提案二「体細胞数ペナルティ制度の良質生乳出荷奨励金と同様の考えにあたって、細菌数の検査結果で一万个/ml未満の対象乳量に対してペナルティ徴収額の五十%を交付し、その他の使途は、細菌数改善対策を図るための指導検査の実施経費、細菌数改善対策の簡易測定機及び関連商品と消耗品やサンプル保管等の関連資材の購入費に充てる」の二案を示して、理事の意見を求めた。

▼この二つの案を八月一日開催の生産基盤強化対策委員会に組合長諮問として示し、その上で意見把握を行い、こ

の意見を参考とし最終的に八月二十九日開催の第六回理事会でこの在り方を決する方針とした。

## 協議四

乳用初生雌牛買い取り育成事業創設と取り組み方針

▼牛トレサ法に基づく、個体識別情報からみる広島県の乳用成雌牛子牛の出生状況をみると、以下の【子牛の出生状況】に示すとおり、その割合が中国生乳販連傘下会員の中で顕著に低く、一方、交雑種出生の割合が高いことが

判る。

▼この実態を受けて、将来を担う後継牛確保が不十分で生乳生産基盤維持確保の点からみても憂慮する状況にある。

▼この対策として、県内後継牛の安定的な確保も重要との視点にたつて、事業創設に向けての手順検討を八月一日開催の生産基盤強化対策委員会に組合長諮問として示し、その上で意見聴取を行い、最終的には八月二十九日開催の第六回理事会で決する方針とした。

## 協議五

体細胞簡易測定機器等の取得と事業所等への設置配備方針

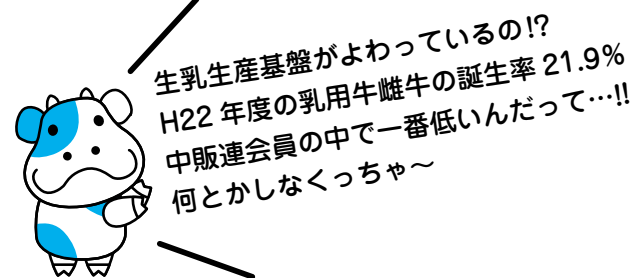
▼第十七回通常総会において、剰余金処分案において「乳質改善設備機器積立金八百二十万五千円は、平成二十三年度に乳質改善指導体制の充実を図るため、機器・資材等の整備を行う際に取り崩す」として承認されたことから、次のとおり機器・機材を取得し、事業所等に配置する理事会提案を八月一日開催の生産基盤強化対策委員会に組合長諮問として示し、最終的に八月二十九日開催の第六回理事会で決する方針とした。

### 一 体細胞数簡易測定器の取得と設置

この簡易測定器を事業所等に配備し庭先検査を実施することで、迅速な対応が可能となる。

### 二 ミルカー点検用検査キットの取得運用

従前の点検機器は、バッテリーの容量不足が発生し、交換バッテリーの製造も中止されており、新機種を購入して今後のミルカー点検に対応する。



【平成22年度子牛の出生状況】

| 地区<br>構成率 | 出生区分  |       |        | 合計     |
|-----------|-------|-------|--------|--------|
|           | 乳用種雌  | 乳用種雄  | 交雑種    |        |
| 中国計       | 6,936 | 8,195 | 11,671 | 26,802 |
| 構成率       | 25.9% | 30.6% | 43.5%  | 100.0% |
| 広島県       | 1,063 | 1,454 | 2,328  | 4,845  |
| 構成率       | 21.9% | 30.0% | 48.1%  | 100.0% |
| 鳥取県       | 1,757 | 1,872 | 1,371  | 5,000  |
| 構成率       | 35.2% | 37.4% | 27.4%  | 100.0% |
| 島根県       | 1,339 | 1,437 | 2,736  | 5,512  |
| 構成率       | 24.3% | 26.1% | 49.6%  | 100.0% |
| 岡山県       | 2,310 | 2,866 | 4,522  | 9,698  |
| 構成率       | 23.8% | 29.6% | 46.6%  | 100.0% |
| 山口県       | 466   | 565   | 712    | 1,743  |
| 構成率       | 26.7% | 32.4% | 40.8%  | 100.0% |

(単位:頭)



▼体細胞数簡易測定器の取得と設置

(単位：千円)

| 品名               | 単価  | 数量 | 金額    | 設置場所                 |
|------------------|-----|----|-------|----------------------|
| デラバルセルカウンタ-DCC一式 | 485 | 6  | 2,910 | 備北南部(本所)2台           |
| 検査キット(72検体)      | 18  | 60 | 1,080 | 西部1台<br>高宮1台<br>東部2台 |
| 合計               |     |    | 3,990 |                      |

四 運用開始…設置後に職員研修を実施して運用開始とする。

三 設置時期…平成二十三年九月～十月



▼ミルカー点検用検査キットの取得運用

(単位：千円、台)

| 品名         | 単価  | 数量 | 金額    | 設置場所 |
|------------|-----|----|-------|------|
| デラバルVPR100 | 705 | 2  | 1,410 | 本所   |
| ISOテストキット  | 570 | 1  | 570   |      |
| メジャープラグ    | 12  | 1  | 12    |      |
| 合計         |     |    | 1,992 |      |

協議六  
酪農経営にかかる特定疾病等に伴う生乳廃棄損害補填金(見舞金)交付要領の設定方針

▼組合員の酪農経営において、飼養する家畜が特定疾病等に罹患したことが直接の原因となり、このもとで生乳出荷販売の自粛、生産生乳の廃棄処分、対象牛の屠畜等の損害が生じた場合には、その経営の損害の一部を組合が補填支援するにあたり①「酪農経営にかかる特定疾病等に伴う生乳廃棄損害補填金(見舞金)交付要領(案)」を定めて取り組むほか、②組合員による拠出負担で、生乳廃棄損害補てんとも補償制度の検討を進めて行く方向性をまとめた。

▼この対応を進めるにあたり、八月一日開催の生産基盤強化対策委員会に組合長諮問として示し、特に右記①に関しては、八月二十九日開催の第六回理事会での決定を目標として検討し、かつ、右記①の対応は、平成二十三年四月一日に遡及し要領の運用を図る方針とした。

協議七  
TMRセンター統合方針

▼第六次中期計画の取り組みとして、庄原、みわの両TMRセンター統合に關しては、庄原TMRセンターの飼料製造機能をみわTMRセンターに統合する方針のもとで、みわTMRセンターの統合骨子と施設・機械の配置並びに、機械・施設の付帯設備の設置等は生産委員会に、その他、投資計画等に関する検討は総務委員会に諮問し検討を深める方針を決定した。

▼また、これに関連して、必要に応じて飼料利用推進委員会の意見を聴き慎重に検討を進めて行くことの方針を決定した。

協議八  
代表理事専務の  
(社)全国酪農協会の役員就任

▼(社)全国酪農協会は六月二十九日、東京都内で通常総会・役員会を開催し、任期満了に伴う役員改選で、組合出身母体とする(社)広島県酪農協会の理事職にある隅屋寒三代代表理事専務を監事に選任し、これを承認。

▼任期は二年間、役員報酬は無報酬。

協議九  
代表理事専務の(社)広島県家畜畜産物衛生指導協会の役員就任

▼六月十六日開催の(社)広島県家畜畜産物衛生指導協会の平成二十三年通常総会において、組合の隅屋寒三代代表理事専務が理事に選任され、これを承認。

▼任期は二年間、役員報酬は無報酬。

■報告事項

- 一 子会社山陽乳業(株)状況
- 二 広島県酪農環境負担軽減支援事業推進協議会の設立と事業への着手
- 三 平成二十三年度生乳計画生産の進捗状況
- 四 平成二十三年度衛生的乳質ペナルティの状況
- 五 中国生乳販連の乳質改善目標値に対する状況
- 六 平成二十三年度のポジティブリストへの対応
- 七 組合の集乳車両・飼料運搬車両への消毒液自動噴霧装置の設置
- 八 平成二十二年家畜導入事業互助会にかかる精算
- 九 東日本大震災たすけあい運動への職員派遣
- 十 職員に対する夏期手当の支給
- 十一 今後開催予定の会議等

## 組合長からの 五つの諮問事項を協議



組合では「生産基盤強化対策委員会」を設け、主にここでは生乳計画生産対策や生産基盤対策、良質生乳供給体制の強化等に関する理事会からの付託、又は組合長のこれらに関連する諮問事項に関して協議を委ねている。

このほど、この委員会では、組合長からの五つの諮問事項を協議し、次のとおり意見が整理された。組合では、これを参考とし、来る八月二十九日開催の第六回理事会に付議し検討を深める。

### ■ 諮問事項

**諮問一**  
平成二十三年産生乳中の細菌数ペナルティ制度の在り方

▼徴収した細菌ペナルティの用途は、細菌数改善対策を図るための指導検査の実施経費、細菌数改善対策の簡易測定機及び関連商品と消耗品やサンプル保管等の関連資材の購入費に充てるととし、年度末で残余額が生じた場合は、この処分方法を再度協議し決定することが望ましいとする意見集約が図られた。

**諮問二**  
乳用初生雌牛買い取り育成事業創設と取り組み方針

▼乳用初生雌牛買い取り育成事業は、提案にある組合員に対するアンケート調査を実施し、この進め方として乳用初生雌牛の売買斡旋から着手など各ステージを定めて着手することが適当であるとの意見集約が図られた。

**諮問三**  
体細胞数簡易測定器等の取得と事業所等への配置

▼第十七回通常総会の剰余金処分案とした「乳質改善設備機器積立金八百二十万五千円は、平成二十三年産に乳質改善指導体制の充実を図るため、機器・資材等の整備を行う際に取り崩す」との承認を受けて、この対応にあたるため体細胞数簡易測定器を六セット購入し、西部、東部事業所、本所に配置することは適当であるとの意見集約が図られた。この取得時期は、平成二十三年九月取得を予定し、使用

方法に関する職員研修を進めた後、下期から乳質改善指導にあたる。

**諮問四**  
酪農経営にかかる特定疾病等に伴う生乳廃棄損害補填金(見舞金)交付

▼特定疾病等を受けた生乳廃棄損害補填金(見舞金)交付要領(案)に取り組むことは適当であるとの意見集約が図られた。

**諮問五**  
生乳生産管理チェックシートの記帳記録の取り組み

▼職員が記帳指導してもなお、記帳が認められない場合は、管内「特別指導班」を編成し巡回指導にあたることの進め方は適当であるとの意見集約が図られた。